

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第129号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月9日 01時48分ごろ	
発生場所	山口県萩市見島北北東方沖 見島北灯台から真方位026°35.2海里付近の公海（概位 北緯35°19.6′ 東経131°27.0′）	
事故等調査の経過	平成22年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{かくしゅう} 鶴松丸、65.81トン HG2-4048、個人所有 B 漁船 第88ハンイル号（大韓民国）、29トン 船舶番号不明、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、所有免許不明	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部アンカーローラー破損及び外板に擦過傷 B 左舷船首部損傷及び船体中央部手摺り等曲損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、見島北方沖の漁場に向け、針路真方位約256°、対地速力約10ノットで航行中、B船は、船首を風上の東方へ向けて錨泊中、船橋当直に当たっていた船長Aが、同じ針路及び速力で航行し、平成22年5月9日01時48分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 約0.5m	
その他の事項	船長Aは、レーダー映像で、航行する他船の航跡に注意していたが、目視による見張りを行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B なし A船は、見島北北東方沖の公海で西進中、船長Aが、錨泊しているB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、レーダー映像で、他船の航跡に注意していたが、目視で周囲を確認するなど、見張りを適切に行っていないと考えられる。 B船からの情報が十分に得られなかったため、B船の衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、見島北北東方沖の公海において、A船が西進中、B船が東方を向いて錨泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えら	

れる。